都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十年八月二十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　許可番号

平成二十年三月四日第八〇―二二九号

平成二十年七月三十日第八〇―二二九―一号

二　検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証　平成二十年八月十三日第七〇一一号

公共施設に関する工事の検査済証　平成二十年八月十三日第四三六九号

三　開発区域に含まれる地域

生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目五一五番地ノ一及び七〇〇番地ノ一の各一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡斑鳩町法隆寺西一丁目五番二五号

若和住宅株式会社　代表取締役　今邨鐵雄

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目五一五番地ノ一及び七〇〇番地ノ一の各一部

水路　生駒郡斑鳩町稲葉車瀬二丁目七〇〇番地ノ一の一部